

## 唐津市規則第38号

唐津市特定用途制限地域における建築物等の制限に関する条例施行規則

(趣旨)

**第1条** この規則は、唐津市特定用途制限地域における建築物等の制限に関する条例（平成27年条例第20号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第2条** この規則において使用する用語の意義は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号。以下「省令」という。）及び条例の例による。

(敷地面積の最低限度を満たさない敷地の適合確認)

**第3条** 条例第8条第4項の規定による市長の確認を受けようとする者は、敷地の適合確認申請書（第1号様式）の正本1通及び副本1通に、それぞれ次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 公図及び土地の全部事項証明書又は既存の建築物に係る法第6条第1項に定める確認の申請書及びその添付書類の写し
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の確認を行ったときは、適合確認結果通知書（第2号様式）に同項の適合確認申請書の副本及びその添付書類を添えて、当該申請をした者に通知するものとする。

(特例許可)

**第4条** 条例第10条第1項（条例第9条において準用する場合を含む。）の規定による市長の許可（以下「特例許可」という。）を受けようとする者（以下「特例許可申請者」という。）は、特例許可申請書（第3号様式）の正本1通及び副本2通に、それぞれ次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 省令第1条の3第1項の表1の（い）項に掲げる付近見取図、配置図、各階

平面図及び床面積求積図（条例別表第1の左欄に掲げる区分のうち、虹の松原周辺地区においては、省令第1条の3第1項の表1の（い）項及び（ろ）項に掲げる付近見取図、配置図、各階平面図、床面積求積図、2面以上の立面図、2面以上の断面図及び地盤面算定表並びに公図及び土地の登記事項証明書又は既存の建築物に係る法第6条第1項に定める確認の申請書及びその添付書類の写し）

(2) 申請理由書（第4号様式）

(3) 住民等協議報告書（第5号様式）

(4) 地権者等の同意書

(5) 資金計画書（第6号様式）

(6) 工場又は危険物の貯蔵若しくは処理の用途に供する建築物等については、工場及び危険物調書（第7号様式）

(7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、特例許可をする場合においては、消防署長の同意を得るものとする。

3 消防署長は、前項の規定により同意を求められた場合においては、当該建築物等の計画が法律又はこれに基づく命令若しくは条例の規定で建築物等の防火に関するものに違反しないものであるときは、同意を与えてその旨を市長に通知しなければならない。また、同意することができない理由があると認めるときは、その理由を市長に通知しなければならない。

4 市長は、特例許可をしたときは、特例許可通知書（第8号様式）に第1項の特例許可申請書の副本及びその添付書類を添えて、当該申請をした者に通知するものとする。

5 市長は、特例許可をしないときは、特例許可しない旨の通知書（第9号様式）に第1項の特例許可申請書の副本及びその添付書類を添えて、当該申請をした者に通知するものとする。

6 市長は、特例許可をするときには、当該地域の合理的な土地利用並びに良好な環境の形成及び保持のために必要な限度において、条件を付することができる。

7 特例許可申請者は、第1項の特例許可申請書を提出する前に、市長に対して事前に協議をしなければならない。

(計画等の変更)

**第5条** 特例許可を受けた者は、当該特例許可を受けた建築物等の設計を変更(ただし、次条に定める軽微な変更を除く。)しようとするときは、改めて特例許可を受けなければならない。

2 特例許可を受けた者は、当該建築物等の工事完了前に建築主等の名義又は住所を変更しようとするときは、建築主等変更届出書(第10号様式)に当該特例許可に係る特例許可通知書の写しを添えて市長に届け出なければならない。

(軽微な変更)

**第6条** 前条の軽微な変更は、省令第3条の2に規定するものとする。

2 特例許可を受けた者は、前項の軽微な変更をしたときは、遅滞なく、変更届出書(第11号様式)に当該特例許可に係る特例許可通知書の写し及び第4条第1項各号に掲げる書類のうち当該変更に係るものを添えて市長に届け出なければならない。

(許可の取消し等)

**第7条** 市長は、偽りその他不正の行為により特例許可を受けた者に対して、当該特例許可を取り消すことができる。

2 特例許可通知書は、発行日以降に当該特例許可に係る敷地における特定用途制限地域について都市計画を変更する告示が行われたときは、その効力を失う。

(委任)

**第8条** この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

この規則は、平成27年10月1日から施行する。

第 1 号様式（第 3 条関係）

敷地の適合確認申請書

年 月 日

唐津市長 様

申請者（建築主） 住所

氏名

印

唐津市特定用途制限地域における建築物等の制限に関する条例施行規則第 3 条の規定により申請します。

敷地が所在する地名地番	
敷地面積	m <sup>2</sup>
適合の区分	<input type="checkbox"/> 条例の施行等の際現に建築物の敷地として使用されている土地で、建築物の敷地面積が 1 8 0 m <sup>2</sup> に満たない敷地
	<input type="checkbox"/> 条例施行等の際現に存する所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用する土地で、建築物の敷地面積が 1 8 0 m <sup>2</sup> に満たない敷地
添付書類	<input type="checkbox"/> 公図及び土地の全部事項証明書
	<input type="checkbox"/> 既存建築物の建築確認書類一式の写し
その他必要に応じて添付する書類	

(注)

- 1 該当する項目にレ点を付け、必要事項を記入してください。
- 2 その他必要に応じて添付する書類として、土地使用承諾書及び売買契約書等の追加書類の提出が必要となる場合があります。

第2号様式（第3条関係）

唐 第 号  
年 月 日

様

唐津市長



適合確認結果通知書

年 月 日付けで申請のあった敷地の適合確認の結果について、次のとおり通知します。

- 1 敷地が所在する地名地番
- 2 敷地面積
- 3 確認の結果

（教示）

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、唐津市長に対して異議申立てをすることができます。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に唐津市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。  
なお、訴訟において唐津市を代表する者は唐津市長となります。

第3号様式（第4条関係）

特例許可申請書

年 月 日

唐津市長 様

申請者（建築主又は築造主） 氏名 ㊟

唐津市特定用途制限地域における建築物等の制限に関する条例施行規則第4条の規定により申請します。

1 申請者

- (1) 氏名のフリガナ
- (2) 氏名
- (3) 郵便番号
- (4) 住所
- (5) 電話番号

2 設計者

- (1) 資格 ( ) 建築士 ( ) 登録第 号
- (2) 氏名
- (3) 建築士事務所名 ( ) 建築士事務所 ( ) 知事登録第 号
- (4) 郵便番号
- (5) 所在地
- (6) 電話番号

※受付欄	※消防関係同意欄
※許可番号欄	※唐津市都市計画審議会欄

(注)

- 1 申請者は、※印欄には記入しないでください。
- 2 建築物の特例許可を申請する場合は、省令別記第43号様式の第二面及び第三面に必要事項を記入して添付してください。
- 3 工作物の特例許可を申請する場合は、省令別記第47号様式の第二面に必要事項を記入して添付してください。
- 4 副本に添付する書類のうち、地権者等の同意書は正本に添付するものの写しで構いません。

第4号様式（第4条関係）

年 月 日

唐津市長 様

申請理由書

申請者（建築主又は築造主） 住所

氏名

印

- 1 建築物又は工作物の名称
- 2 建築又は築造の目的
- 3 特定用途制限地域に関する都市計画の趣旨から逸脱しない旨の説明
- 4 地域の良好な環境を害するおそれがない旨又は公益上必要である旨の説明

第5号様式（第4条関係）

年 月 日

唐津市長 様

住民等協議報告書

申請者（建築主又は築造主） 住所

氏名

印

住民等との協議経緯を報告します。

建築物又は 工作物の名称		
協議対象者 (出席者数)	年月日	意見及び応答内容（経過説明）



第6号様式（第4条関係）

資金計画書

（単位：千円）

科 目		金 額
収          入	自 己 資 金 借 入 金 借 入 金 の 借 入 先 そ の 他  計	銀行名
	用 地 費 造 成 工 事 費 建 築 工 事 費 附 帯 工 事 費 設 計 費 事 務 費 借 入 金 利 息 （工 事 期 間 中） そ の 他 費 用  計	
支          出		

第7号様式（第4条関係）

工場及び危険物調書

工場の位置						
工場の名称						
特定用途 制限地域		機 械 設 備 等 の 種 類				
工事種別		名 称	寸法又は能力	台 数		
具体的業種						
原料の種類 最大処理量	( /日)					
製品の種類 最大生産量	( /日)					
作業方法						
工場 関 係		既 存 部 分	申 請 部 分	合 計		
	敷 地 面 積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>		
	延 べ 面 積	作 業 場 の 面 積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	
		非 作 業 場 の 面 積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	
		合 計 面 積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	
		原 動 機 の 台 数	台	台	台	
	原 動 機 の 出 力	kw	kw	kw		
危 険 物 関 係		常時貯蔵する場合		製造所で処理する場合		
		品 名	最大貯蔵量	品 名	最大貯蔵量	
		申 請 の 部 分				
		既 存 の 部 分				
		合 計				

(注) 作業方法、機械設備等については、適宜図面、カタログ等を添付すること。

第 8 号様式（第 4 条関係）

唐 第 号  
年 月 日

特例許可通知書

様

唐津市長



- 1 申請年月日 年 月 日
- 2 建築（築造）場所
- 3 建築物等の概要 主要用途  
工事種別  
延べ面積
- 4 許可条件

上記による特例許可申請書及び添付書類に記載の計画について、唐津市特定用途制限地域における建築物等の制限に関する条例第 10 条第 1 項（条例第 9 条において準用する場合を含む。）の規定に基づき許可しましたので通知します。

（注）

- 1 この通知書は、条例で制限を受ける建築物等について特例で許可するものであり、本通知書をもって建築確認申請が省略されるものではありません。
- 2 他の法令等による手続きが必要な場合は、その規定に従ってください。
- 3 この通知書は、特定用途制限地域に係る都市計画の変更があったときは効力を失います。

第9号様式（第4条関係）

唐 第 号  
年 月 日

特例許可しない旨の通知書

様

唐津市長



- 1 申請年月日 年 月 日
- 2 建築（築造）場所
- 3 建築物等の概要 主要用途  
工事種別  
延べ面積

上記による特例許可申請書及び添付書類に記載の計画については、次の理由により許可をしないこととしたので通知します。

（理由）

（教示）

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、唐津市長に対して異議申立てをすることができます。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に唐津市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。  
なお、訴訟において唐津市を代表する者は唐津市長となります。

第10号様式（第5条関係）

建築主等変更届出書

年 月 日		
<p>唐津市長 様</p> <p style="margin-left: 100px;">(新) 建築主又は築造主 住所 氏名 <span style="float: right;">㊟</span></p> <p style="margin-left: 100px;">(旧) 建築主又は築造主 住所 氏名 <span style="float: right;">㊟</span></p> <p>唐津市特定用途制限地域における建築物等の制限に関する条例施行規則第5条の規定により届け出ます。</p>		
許可年月日及び許可番号		
建築主又は築造主の住所氏名	新	
	旧	
変更の理由		

(注) 建築主又は築造主を変更するときは、新旧の建築主又は築造主の連名で届出すること。

第 1 1 号様式（第 6 条関係）

年 月 日

変更届出書

唐津市長 様

申請者（建築主又は築造主） 氏名 ㊟

設計者 氏名 ㊟

唐津市特定用途制限地域における建築物等の制限に関する条例第 1 0 条第 1 項（条例第 9 条において準用する場合を含む。）の規定による許可を受けた事項の軽微な変更について同条例施行規則第 6 条の規定により届け出ます。

1 変更する建築物（工作物）の許可

- (1) 許可番号
- (2) 許可年月日
- (3) 建築（築造）場所
- (4) 建築物（工作物）又はその部分の概要

2 計画変更の概要及び理由

※受付欄	※処理欄

(注)

- 1 申請者は、※印欄には記入しないでください。
- 2 建築物の特例許可に係る変更届出をする場合は、省令別記第 4 3 号様式の第二面及び第三面に必要事項を記入して添付してください。
- 3 工作物の特例許可に係る変更届出をする場合は、省令別記第 4 7 号様式の第二面に必要事項を記入して添付してください。